



GLOBALG.A.P. 種苗における管理点と適合基準

GLOBALG.A.P.における総合農場保証認証“Integrated Farm Assurance – Crops Base – Control Points and Compliance Criteria” (English version 5.0, July 2015)において、種苗(第2章)に関する設問があります。コンプライアンスは2016年7月1日から義務付けられています。

ここではBejoがこれらのGLOBALG.A.P.の基準をどのように遵守しているのかをご覧ください。

2. 種苗

2.1 品質と健全性

2.1.1 種子または生産の用に供する資材等が過去24ヶ月間に購入された場合、品種登録法(それぞれの国において必要な品種登録制度が存在する場合)に則り保証されているという証拠はありますか？

種子の包装、インボイスおよびパッキングリストには、品種名、ロット番号、および種子供給業者の名前および住所が記載されています。種子の包装に記載されている「EG-systeem」は、種子が発芽、遺伝的純度、物理的純度および種子の健全性に関するEUの種子品質基準に準拠していることを示しています。Bejoのカatalogとウェブサイトには、さまざまな品目の精選種子の製品仕様も掲載しておりますので、生産者の皆様はこれら種子の品質基準についてウェブ上で確認いただけます。

2.1.2 種苗や生産の用に供する資材等は、適用される知的財産保護法に則って入手されていますか？

種子の包装、インボイスおよびパッキングリストには、品種名、ロット番号、および種子供給業者の名前および住所が記載されていますので、それらの各種情報をご活用ください。

2.1.3 育苗または苗生産の現場において、植物の健全性を管理するシステムは運用されていますか？

この点については苗生産業者または生産者の皆様によって管理されるべきであると考えます。

2.2 農薬等による処理および散布

2.2.1 入手した種苗(種子、台木、苗木、栄養繁殖物、穂木)には、供給業者が行った農薬等の処理情報が添付されていますか？

種子の包装には、種子処理に用いた有効成分の名称が記載されています。

2.2.2 苗等の生育期間中に、それら種苗の防除処理に使用した製品の名前は記録されているか？

この点については苗生産業者または生産者の皆様によって管理されるべきであると考えます。

2.3 遺伝子組み換え作物(遺伝子組み換え品種が使用されていない場合は該当せず)

該当しません。当グループによって登録され販売されているすべての品種は、従来の植物育種法を用いて開発されたものです。当グループは、商業的に用いることを前提とした遺伝子組み換え品種は一切扱っておりません。